

高知県 IoT 推進ラボ 規約

(名称)

第1条 本ラボは、高知県 IoT 推進ラボ（以下、「ラボ」という。）という。

(事務局)

第2条 ラボは、主たる事務局を高知県商工労働部産業デジタル化推進課に置く。

(目的)

第3条 ラボは、事業の実施を通じて、県内企業等の IoT などのデジタル技術の利活用及び新たな製品やサービスの開発プロジェクトの創出を促すことを目的とする。

(事業)

第4条 本ラボは、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行うものとする。

- (1) デジタル技術や製品開発に関するセミナー等の開催
- (2) 高知県オープンイノベーションプラットフォーム（以下、OIP という。）を通じた製品・サービス開発プロジェクト創出のための情報収集及び情報発信
- (3) OIP を通じたプロジェクト創出に向けた企業間ネットワークの形成及び広報活動
- (4) その他、ラボの目的達成のために必要な事業及び活動

(会員)

第5条 ラボの会員は、ラボの事業及び活動に賛同する企業（個人事業主含む）、地方公共団体、教育機関、経済団体、産業支援機関、特定非営利活動法人、その他ラボの趣旨に賛同する組織等をもって構成する。ただし、高知県内に本社その他の事業所を有する企業等（以下、「県内企業等」という。）及び県内企業等と協業できる県外企業等に限る。

(入退会)

第6条 ラボへの入会にあたっては、OIP のホームページから申し込みを行い、事務局の承認を得るものとする。

- 2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を事務局に提出するものとする。
- 3 違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、会員の資格を失うものとする。

(組織)

第7条 ラボに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- 2 会長は、高知県情報産業協会 会長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長代行は、高知県商工労働部産業デジタル化推進課長をもって充てる。
- 5 会長代行は、会長を補佐するとともに、会長が会議等に出席できないときは、会長の職務を代行

する。

(その他)

第8条 このほか、この規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月18日から施行する。

附則

この規約は、令和2年7月21日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年2月14日から施行する。